

北海道運輸局管内における鉄軌道事故等の発生状況

(令和元年度)

令和2年9月

北海道運輸局 鉄道部

1. 運転事故

- 令和元年度に発生した運転事故は、件数が11件で対前年度1件増、死亡者数が2人で同数、負傷者数が9人で5人増でした。(表1参照)
- 乗客の死亡事故は、ありませんでした。

表1：運転事故の件数及び死傷者数（令和元年度）

	件 数		死 亡 者 数		負 傷 者 数	
		対前年度		対前年度		対前年度
列車事故	1件	±0件	0人	±0人	2人	+2人
踏切事故	4件	+1件	1人	+1人	2人	±0人
踏切障害に伴う 列車事故	4件	+4件	1人	+1人	2人	+2人
道路障害事故	3件	+2件	0人	±0人	3人	+2人
人身障害事故	3件	±0件	1人	-1人	2人	+1人
物損事故	0件	-2件				
合 計	11件	+1件	2人	±0人	9人	+5人

- ※1 「列車事故」は、列車衝突事故（軌道における車両衝突事故を含む。）、列車脱線事故（軌道における車両脱線事故を含む。）及び列車火災事故（軌道における車両火災事故を含む。）をいいます。
- ※2 「踏切事故」は、踏切障害に伴う列車事故と踏切障害事故の総称です。
- ※3 「踏切障害に伴う列車事故」の件数等は、踏切事故の内数であり、列車事故にも重複して計上されています。合計の件数等は、この重複を除いたものです。

図1：運転事故の種類別の件数及び死傷者数（令和元年度）

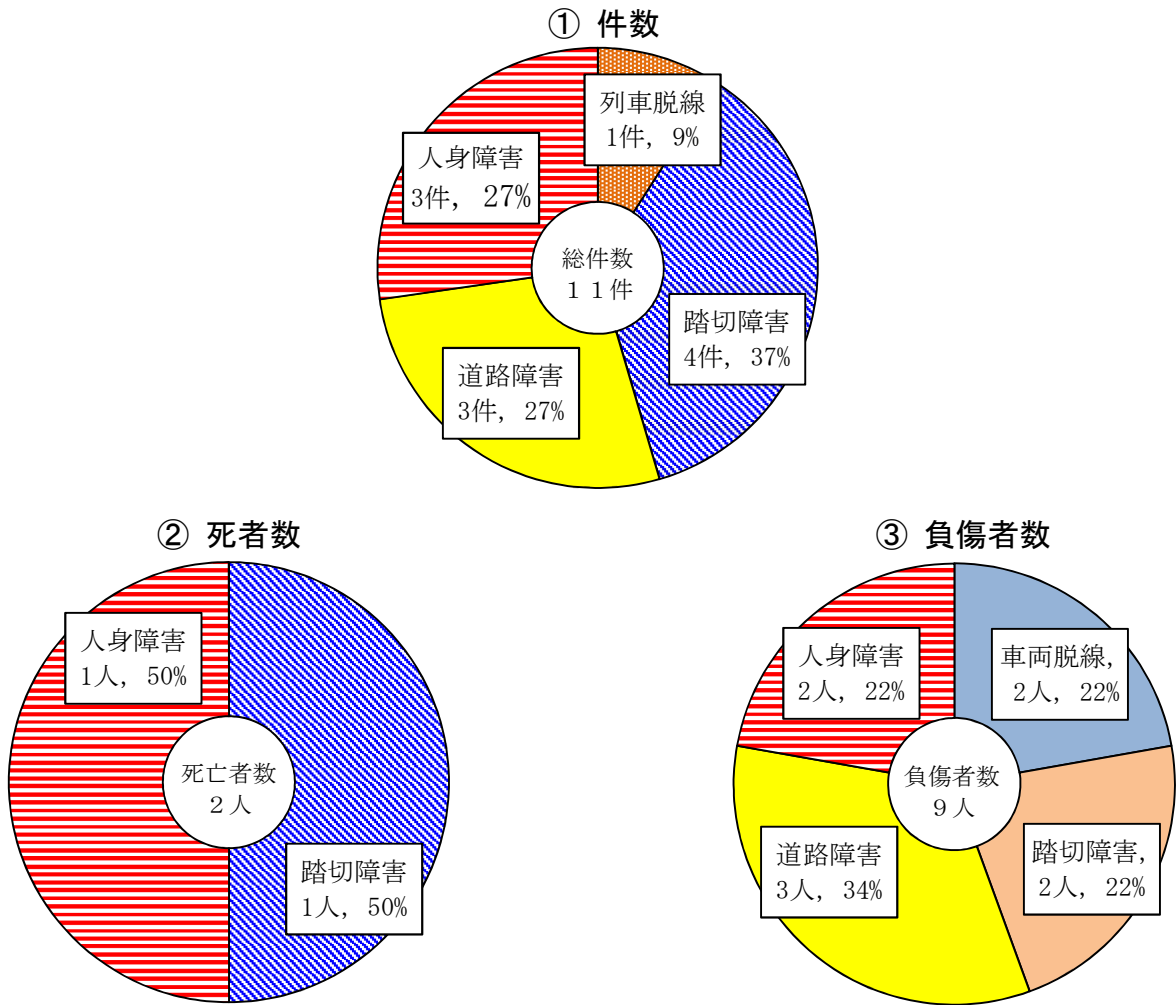
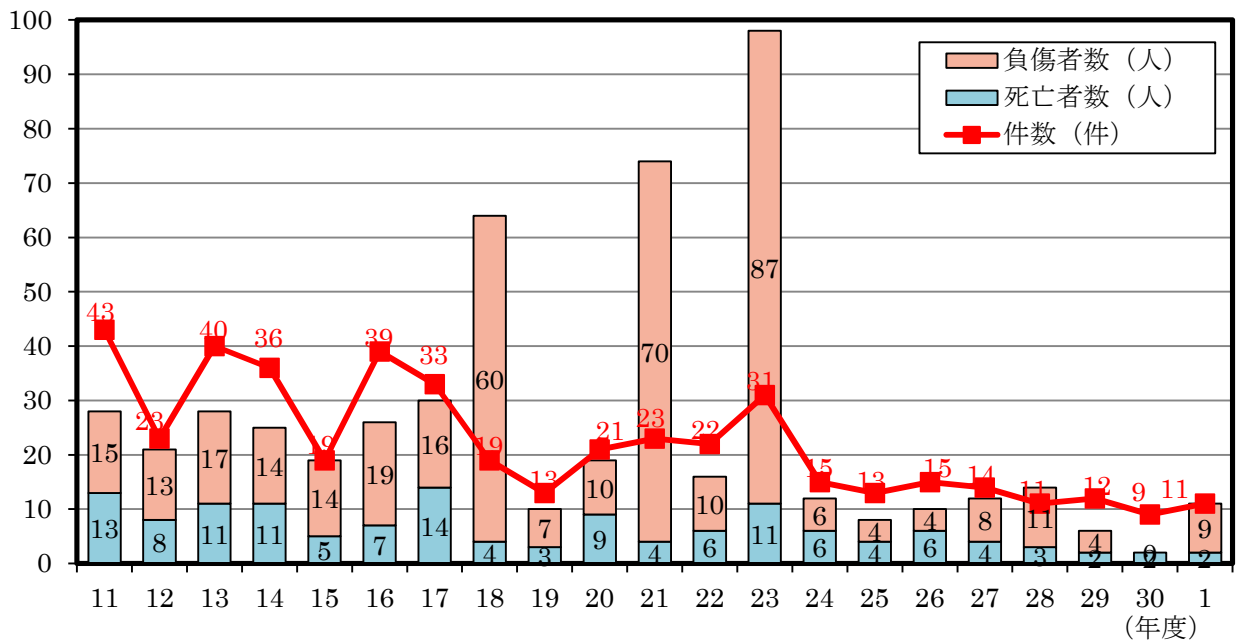


図2：運転事故の件数及び死傷者数の推移



2. 踏切事故

○ 令和元年度に発生した踏切事故は、件数が4件で対前年度1件増、死亡者数が1人で同1名増、負傷者数が2人で同数でした。(表1参照)

なお、第3種踏切道及び第4種踏切道での事故の発生はありませんでした。

図3：衝撃物別・原因別の踏切事故件数（令和元年度）

(第1種踏切道)

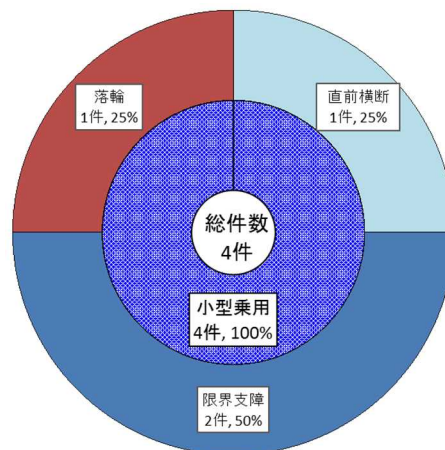
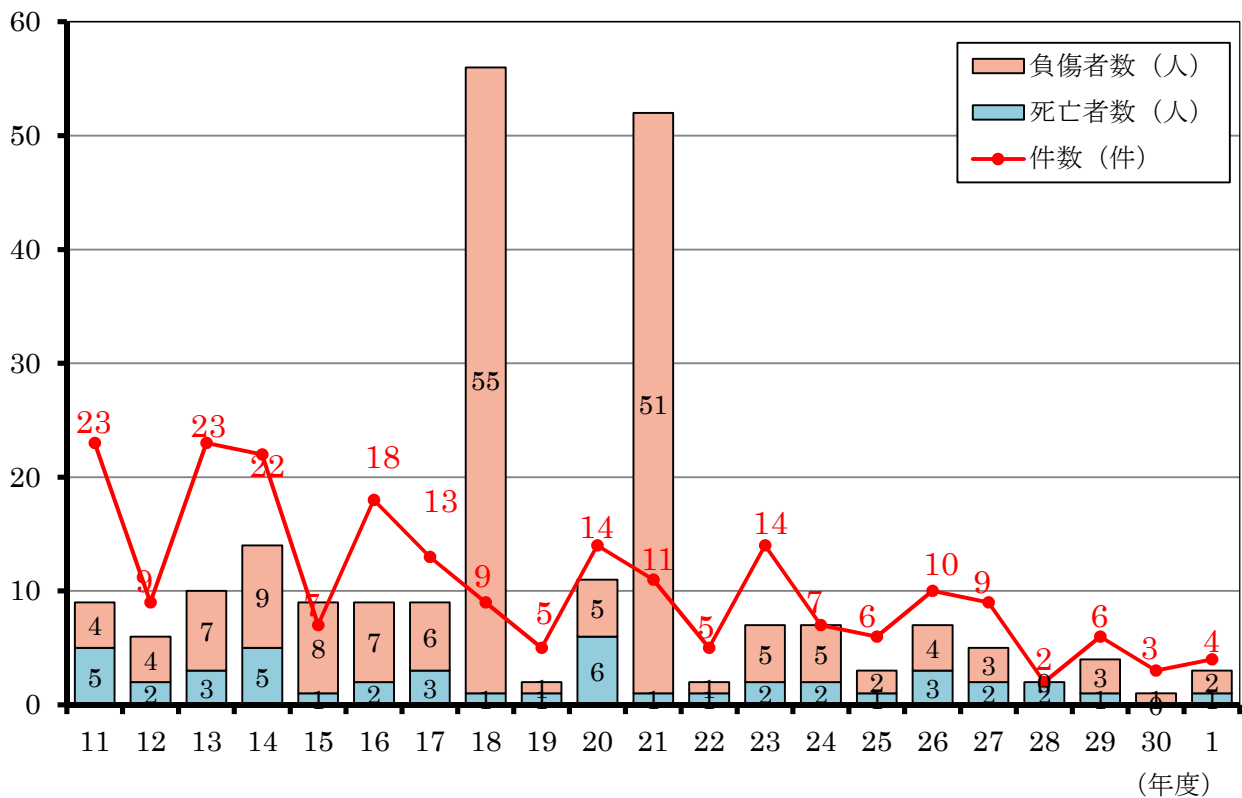


図4：踏切事故の件数及び死傷者数の推移



3. 人身障害事故

- 令和元年度に発生した人身障害事故は、件数が3件で対前年度と同数、死亡者数が1人で1人減、負傷者2人で1人増でした。(表1参照)
- 「ホーム上で接触」は2件で対前年度比2件増でした。
- ホーム以外の「線路内に立ち入って接触」については、件数が1件で対前年度1件減、死亡者が1人で1人減、負傷者が2人で1人増でした。

図5：人身障害事故の原因等別の件数及び死傷者数（令和元年度）

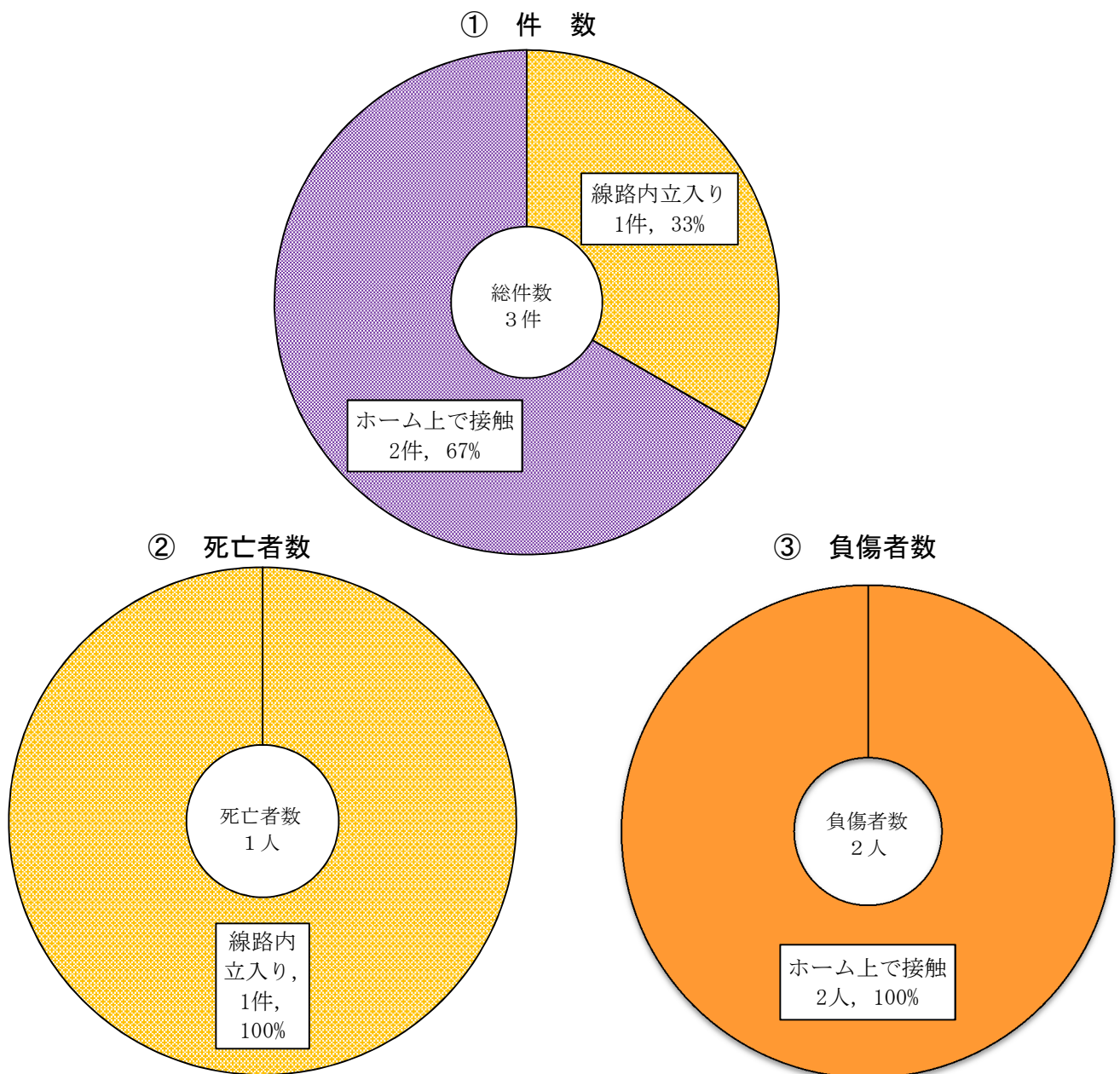


図6：人身障害事故の件数及び死傷者数の推移

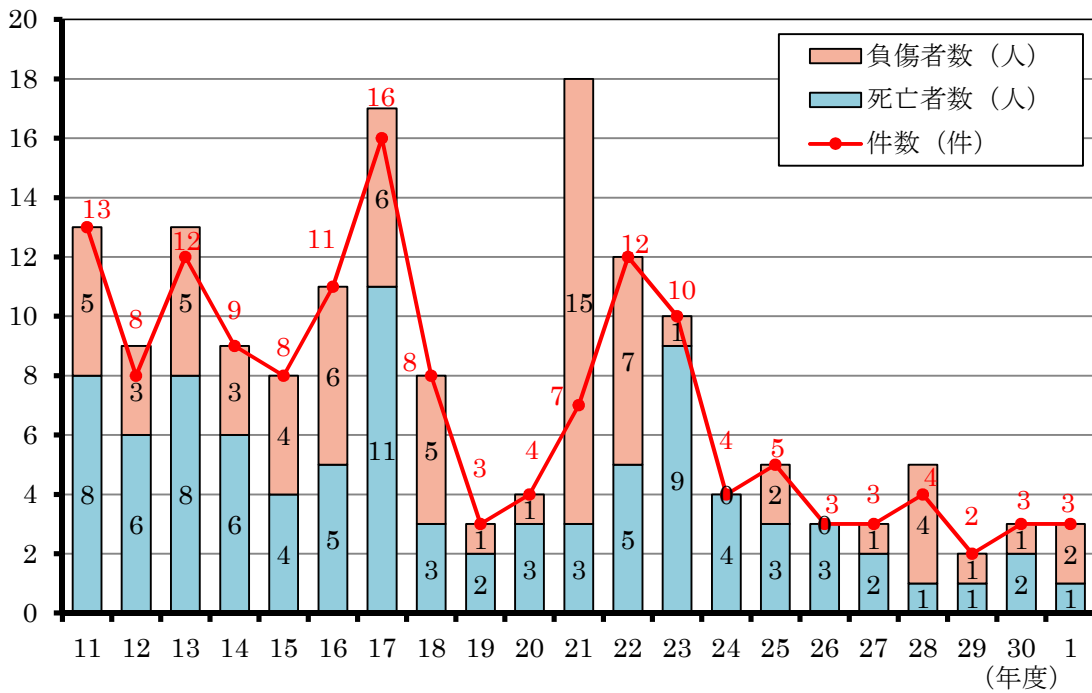
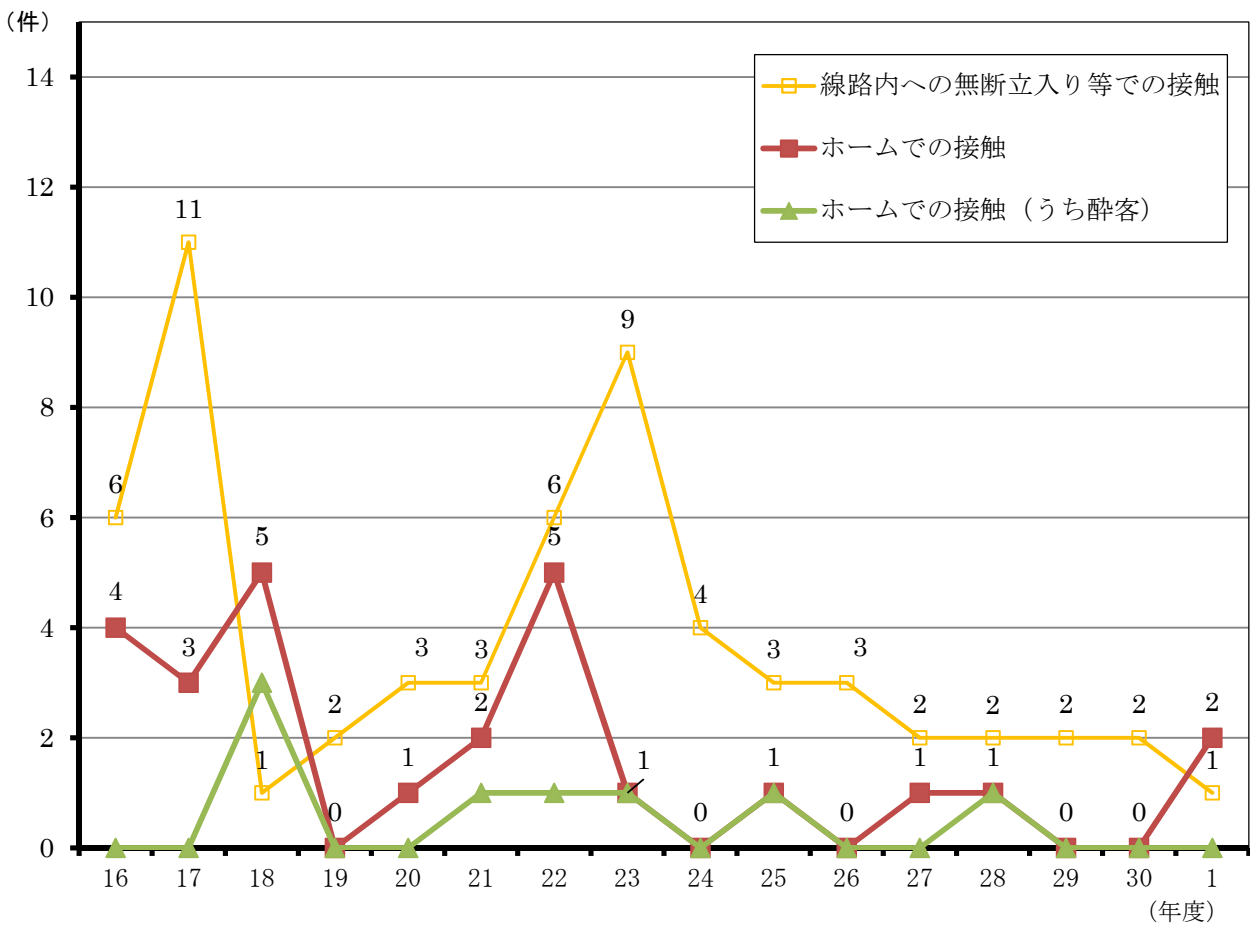


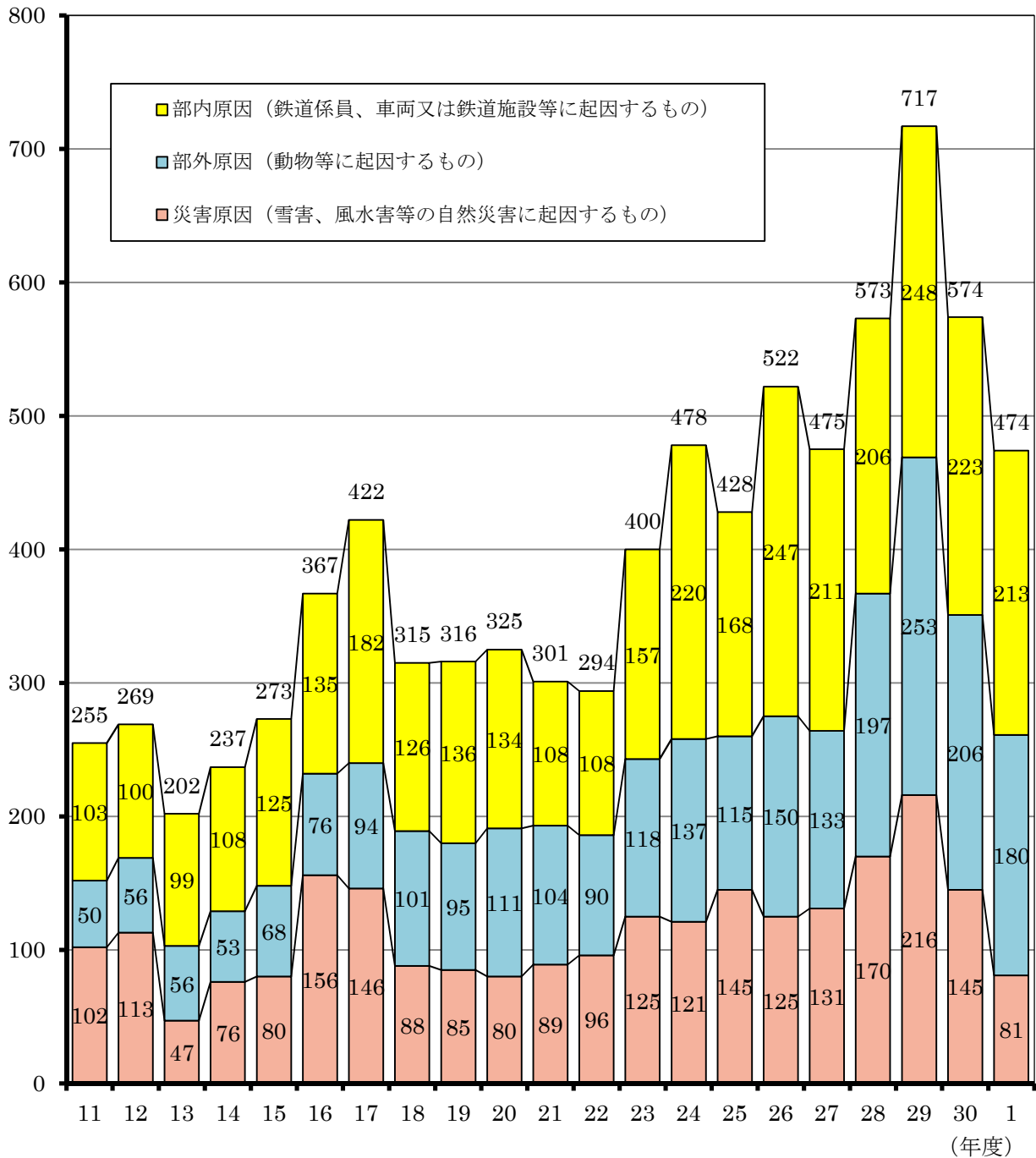
図7：ホーム等における人身障害事故件数の推移



4. 輸送障害

- 令和元年度に発生した輸送障害は474件で対前年度100件減でした。(図8参照)
- 鉄道係員、車両又は鉄道施設等(部内原因)によるものが213件で対前年度10件減、動物等に起因するもの(部外原因)によるものが180件で対前年度26件減、雪害、風水害、地震等の自然災害(災害原因)によるものが81件で対前年度64件減でした。

図8：輸送障害件数の推移



用語の説明

用語	説明
運 転 事 故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故。本文中では、軌道における車両衝突事故を含む。
列車脱線事故	列車が脱線した事故。本文中では、軌道における車両脱線事故を含む。
列車火災事故	列車に火災が生じた事故。本文中では、軌道における車両火災事故を含む。
踏切障害事故	踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故。
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故。
鉄 道 人 身 障 害 事 故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記の5種類の事故に伴うものを除く）。
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記の6種類の事故に伴うものを除く）。
輸 送 障 害	鉄道による輸送に障害を生じた事態（列車の運転を休止したもの又は旅客列車にあっては30分（旅客列車以外にあっては1時間）以上遅延を生じたもの）であって、鉄道運転事故以外のもの。
第1種踏切道	自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道（終発の列車から始発の列車までの時間内に踏切道を通過する車両に対し、遮断しない場合があるものを含む）。
第2種踏切道	踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断する踏切道（現在設置されているものはない）。
第3種踏切道	警報機が設置されているが、遮断機が設置されていない踏切道。
第4種踏切道	遮断機も警報機も設置されていない踏切道。

注) 詳細については、事故種類等に関しては「鉄道事故等報告規則」、「軌道事故等報告規則」を、踏切道の種別に関しては「鉄道事業等報告規則」（第9号表の備考）を、それぞれ御覧ください。